

令和3年度 島根県いじめ問題対策連絡協議会（書面開催）に係る意見等及び回答

1. 資料についてのご意見やご意見

(1) 令和2年度生徒指導上の諸課題に関する状況について

ご意見やご質問	事務局からの回答
<p>・いじめの認知件数が微減していることから、いじめに対して組織的に対応する姿勢が学校現場で定着してきていることがうかがえる。</p>	<p>いじめ防止対策推進法（平成25年）の定義の理解といじめへの組織的対応が学校現場で定着してきていると考えています。一方で、いじめの見逃しがないかどうかという視点も大切にしていきたいと考えております。</p>
<p>・いじめの発見のきっかけが本人・保護者の訴えが多く、訴えやすい状況ができてきているのは、よい傾向だと思う。 ・学校での児童生徒と教師の関係性がある程度またはしっかりとできていないのではないかと考える。</p>	<p>本人・保護者が訴えやすい関係にあるのが本県の特徴です。学校が、児童生徒や保護者との信頼関係構築に努めている結果であると考えております。</p>
<p>・本年度前期分の昨年度対比付きの各データも提供されると最新情報を各機関の取組みに反映しやすいのではないかと。</p>	<p>会議資料では文部科学省から公表された数値を使用しています。それ以外の数値の使用については検討します。</p>
<p>・表面化しているのは氷山の一角だと思う。全体を可視化するためにはどう対応していけばよいか。</p>	<p>県教育委員会としては、「いじめ0（ゼロ）」ではなく「いじめの見逃し0（ゼロ）」を目指しています。いじめの認知に関する正しい理解を周知していき、ささいな事も見逃さないよう、アンテナを高くしていくことに努めていきます。</p>
<p>・発見のきっかけや相談状況などには「地域の人」とあるし、その存在はこの問題対応には不可欠である。しかし「今後の対応」には地域の人との連携や卒業後につなげるための仕組みなどが無い。保護者の相談役や引きこもりを防ぐためには必要なことだと思う。</p>	<p>保護者の相談役や引きこもりを防ぐためなど「地域の人」との連携は重要であると考えております。</p>
<p>・資料により状況はよく分かった。すべての子どもたちが安心して過ごせる環境を整えることが大人の務めだと感じた。</p>	<p>子どもの周りにはいる大人がそれぞれの立場・職責で、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えていくことが大切であると考えております。</p>
<p>いじめ重大事態案件について ①島根県いじめ防止基本方針では、「学校の設置者は、学校が重大事態の定義にあたる」と判断し、報告を行った場合、すみやかに知事に報告する」となっているが、令和2年度に島根県知事に報告された重大事態案件は何件か。 ②令和2年度に知事に報告された重大事態案件は、いずれの重大事態定義にあてはまるか。 (1)いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ・児童生徒が自死を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 など (2)いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当な期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。 (3)被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。</p>	<p>文部科学省の調査では、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数について、国公立小・中・高・特別支援学校合計数は公表しておりますが、知事に報告された件数などその詳細については公表しておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、令和2年度の国公立小・中・高・特別支援学校合計の重大事態発生件数は10件でした。そのうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する定義による件数は、(1)については3件、(2)については7件です。</p>

(2) SNS相談事業について

ご意見やご質問	事務局からの回答
<p>SNS相談について                      ①同一生徒による相談は1件でカウントしているか、複数回相談が続けばその都度1件とカウントしているか。                      ②実人員はおよそどのくらいか。(全体で)                      ③相談を受付してから終了までの平均日数はどれくらいか。</p>	<p>①その都度1件としてカウントしています。                      ②実人員についての統計は取っておりません。                      ③基本的にはその日の相談時間内に対応終了しています。</p>
<p>・SNSでの相談事業について、学校の教員や保護者に相談しにくい子どもも多くいることが予想され、さらに音声でのやり取りも苦手な子にとって文字による相談はかなりハードルが下がり、有効な手段であると思う。</p>	<p>対面や電話での相談が難しい生徒にとって有効な手段であるSNS相談は必要なものであると考えております。</p>

2. いじめ問題対策についてのご意見やご質問

ご意見やご質問	事務局からの回答
<p>・ネット社会となり、PC、携帯電話等で気軽にネットへアクセスできるようになっている。これらの要因でのいじめ認知件数は、ほぼ横ばいであるが、低学年からの使用も気になる点である。                      ・気軽ではあるが、大勢の目に触れること、ネットに流出した情報は消去するのは、ほぼ不可能であることを十分に理解できるような指導をしっかりと行い、ネットを適切に利用できるようにしていければと考えている。                      ・今後は社会の変化に伴い、いじめの形態も複雑化していくのではないだろうか。予測したり、新しいいじめの形態にきちんと対応していける体制づくりが求められると考える。</p>	<p>ご指摘の通り、ネット社会におけるいじめの形態は今後も変化し、複雑化していくことが予想されます。                      それを見据えた対応や体制づくりが必要であると同時に、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって継続的な取組を引き続き行っていくことも大切であると考えます。</p>
<p>・いじめの事案が近年はほぼすべてSNS上で発生しているため、教員が情報や実物(SNSに載せられた不適切な写真、やりとりの記録等)を手に入れないのが現状。実際に証拠(実物)が手に入らなかった(生徒が提供を拒否した)ため、対応しにくかった事例があった。写真等を提供させる権限が学校にないため、生徒の協力を頼っているが、限界がある。さらに悪いことに、SNSの扱いに関しては、教員よりも生徒の方がはるかに長けており、すべてのものを追跡して把握することは不可能に近いと思っている。対応策(SNS上でのいじめの防止策も含め)としてどのようなことが考えられるか。</p>	<p>SNSに関する事案については、犯罪行為に該当するものもあるため、対応については警察との連携が必要です。                      連携する中で、学校として出来ること、出来ないことを整理し、対応していくこととなります。                      対応策としては、情報モラル教育の充実、教職員の指導力の向上、保護者への啓発と家庭・地域との連携、対応マニュアルの作成及び共通理解などが考えられます。</p>
<p>・保護者はスマホなどを経由したいじめを学校がすべて把握できていると思っている節がある。                      SNSとのつきあい方は、情報端末を買い与える保護者の責任の下指導するのが第一義であると思うが、SNS上のトラブルは学校がすべて対応すべきという認識の保護者が一定数いるのではないかとと思われる。                      学校の対応としては、新入生一日入学の際、保護者と新入生に対して「SNS上のトラブルを学校がすべて把握することは不可能です。保護者の皆様におかれましては、生徒さんとコミュニケーションを取っていただき、SNSや端末とのつきあい方に関してご家庭で十分にご指導いただきたく思います。学校としてトラブルに対応しないという訳ではありませんが、事案によっては即警察に連絡し対応を依頼する場合もあることをご了解ください」と伝えている学校もある。どのように対応すべきか。</p>	<p>SNS上のトラブルに限らず、いじめの対応については、保護者の理解・協力が必要です。                      入学前に生徒や保護者に対して、学校がいじめ基本方針を説明したり、いじめが発生した際の対応等について、事前に説明しておくことは大変有効であると考えます。</p>

ご意見やご質問	
<p>・できれば各学校のいじめ防止基本方針の中に人権110番等の内容を入れてもらえるよう助言してほしい。</p> <p>・地方自治体のいじめ対策協議会に人権擁護委員を加えてもらうよう助言してほしい。</p> <p>面接相談（常設・特設） 電話相談 みんなの人権110番（0570-003-110） 子どもの人権110番（0120-007-110） 女性の人権ホットライン（0570-070-810） 外国語人権相談ダイヤル（0570-090-911） インターネット人権相談 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a></p>	<p>さまざまな機関が連携して取り組むことはとても大切なことであると考えております。</p> <p>ご意見については今後検討してまいります。</p>
<p>・いじめ事案に発達障がい等特性のある生徒が該当する場合、事実確認及び指導に時間がかかるケースもある。校内の教員だけでなく、SC、外部機関等、専門機関の協力を仰いだこともあった。どのように対応すべきか。</p>	<p>発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深める中で、必要に応じて専門家の助言等を踏まえた上での適切な支援が必要だと考えております。</p>
<p>・情報の多様化により、様々な情報・知識を得て、ネットを介したいじめへの対応はされていると思うが、加害者の考え方を考えるまでには至っていないと考える。</p>	<p>いじめの加害者となった児童生徒に対しては、加害に至った要因、背景を踏まえて指導や対応を粘り強く行っていくことが大切であると考えます。</p>
<p>・現場の教育者の対応一つで大きく変わっていたのではないかと考えるような事案も多数あるように思う。</p>	<p>教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように、各学校では「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。方針策定の意義を今後も周知していきます。</p>
<p>・学校や家庭と関係なく「子ども」と向き合える大人や声をかけ、話しかけ、一緒に活動する組織や団体などを育てるべきである。すでにある多くの団体等に意識してもらうきっかけや学びを提供し、「人の傷みがわかる」「弱者を大切にする」「仲間が多くいる」「打たれ強い」「正義がわかる」等々、そんな子どもを多くの大人で育てていければよい。</p>	<p>子どもの周りにいる大人が一緒になって子どもを育てていく意識の高まりがこれからも大切になっていくと感じています。</p>
<p>・生命（いのち）の安全教育について 令和2年度から4年度までの3年間で推進することになっているようだが、現場での実施状況はどうだろうか。教材等も知らないという状況ではないだろうか。 一人一人を尊重する態度を身につけるためにも適切に指導されることを願っている。</p> <p>・各学校ホームページ掲載について 公開日で子どもたちの姿を見ることが減り、活動中の姿を発信するためと思われるが、子どもたちの顔が特定しやすいように心配である。ネット上は悪意に満ちていて、危険を感じる。大丈夫だろうか。</p> <p>・今後の対応（3）から校内研修会の充実について 出かけて行って学ぶことが激減していると思われるので、校内研修こそ時間を確保し、質の良い内容で企画して有益な時間にしてほしい。 先生方には笑顔で元気に過ごしてもらいたいと願っている。</p>	<p>生命（いのち）の安全教育については、文部科学省の通知等を市町村教育委員会を經由して各学校に配付するなどして周知を図っているところです。 教材等についても、令和2年度及び令和3年度にお知らせしています。</p> <p>学校のホームページ掲載については、本人・保護者に同意を得て掲載されていると認識していますが、その危険性については常に意識しておく必要があると考えます。</p> <p>教育センターで出前講座を設け、希望する学校に出かけて行き、研修を実施しています。今後は校内研修で利用できるオンデマンド資料の作成も検討していきます。</p>

### 3. 其他のご意見やご質問

ご意見やご質問	事務局からの回答
<p>教職員による児童生徒へのハラスメントについて、その予防や改善のための指針やマニュアルは整備されているか。整備する考えはあるか。また、県内市町村の状況はどうか。</p>	<p>県教育委員会では「ハラスメントの防止等に関する要綱」を策定し、ハラスメントの防止等に関する必要な事項を定めるとともに、ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項等の指針を示しています。</p> <p>市町村教委についても、令和元年11月調査結果ではハラスメントの防止等に関する要綱については全19市町村で策定済みとなっています。</p>
<p>教職員による児童生徒への体罰・不適切な指導について、その予防や改善のための指針やマニュアルは整備されているか。整備する考えはあるか。また、市町村での状況はどうか。</p>	<p>県教育委員会では「学校危機管理の手引き」を作成し、その中で体罰の未然防止のポイントや発生時の対応を示しています。また、「不祥事防止のための校内研修用事例集」を作成し、その中でも体罰を取り上げています。</p> <p>市町村につきましても、各校で「学校危機管理の手引き」や「不祥事防止のための校内研修用事例集」を活用いただいております。</p>